

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む。）》

(18) 職員等に対する研修の充実等

厚生労働省において、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進めることとされた。

犯罪被害者や災害被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）は、長期間の療養期間を要するものとして、非常に注目されており、専門家による専門的なケアが重要である。

そのため、厚生労働省において、「心の健康づくり対策事業（厚生労働省補助事業）」の中でPTSD対策事業として、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSD相談事業活動を取り入れ、各施設での活動の充実を図り、精神保健福祉の増進を図っている。

また、思春期におけるいわゆるひきこもり、不登校、家庭内暴力等、心の問題が社会問題化しており、病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等で思春期児童の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実強化を図るために、「心の健康づくり対策事業」の中で、思春期精神保健対策事業として医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期児童の心のケアの専門研修を実施している。

「PTSD対策専門研修会」は、平成8年度から実施しており、平成13年度からは毎年度、東京とその他の都市で年2回開催し、その中で犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施している。平成17年度は東京と大阪で開催されており、同年度の受講者数は323人で

あった。

「思春期精神保健対策専門研修会」は、平成13年度から実施しており、医師コース、メディカルコースをそれぞれ毎年度、東京とその他の都市で年2回開催し、その中で児童虐待や家庭内暴力に関するカリキュラムも実施している。平成17年度は東京と大阪で開催されており、同年度の受講者数は389人であった。

平成17年より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っており、これら研究の成果も踏まえて、「PTSD対策専門研修会」及び「思春期精神保健対策専門研修会」のカリキュラムの見直し等必要な措置を検討していく。

平成18年度からは、「PTSD対策専門研修会」について、より高度な診断評価・治療の技法等を身に付けるため、医師、保健師等を対象にアドバンスコースを設け、また、「思春期精神保健対策専門研修会」においても、医師を対象としたアドバンスコースを設けていく。

(19) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

法務省において、民事訴訟においても、遙へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法（平成8年法律第109号）上認めるについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとされた。

法務省において検討されることとされた他の犯罪被害者等の保護に関する措置とともに平成19年通常国会に法案を提出することを目指して、検討を進めている。平成18年9月6日には、法務大臣より法制審議会に対し、法整備に関する諮問を行った。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度から新たに実施するもの》

(20) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、平成18年4月から部署ごとに犯罪被害者等支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を指定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図っている。

(21) 女性被害者への配慮

性犯罪に係る女性被害者からの事情聴取においては、原則として女性海上保安官による事情聴取又は付添い等の措置を探るほか、その他の女性犯罪被害者等についても、同様の措置を希望する場合は、可能な限りこれらに準じた措置を探ることとしている。

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》

(1) 公判記録の閲覧・謄写の機会の付与

犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年5月19日法律第75号）に基づき、被害者等から損害賠償請求等の正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があり、相当と認めるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるとする制度が導入され、平成12年11月1日より実施されている。

また、法務省において、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知を図るとともに、施策の実施状況の把握に努め、対外的にも刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを全国の検察庁や警察署等において被害者に配布するほか、法務省ホームページに掲載して、周知徹底に努めた結果、本制度は全国的に広く活用されるに至っている。

被害者等が公判記録を閲覧・謄写した事例の延べ数は、施行後、平成16年までの間が

2,677件であり、平成17年から平成18年5月までの間が1,263件であった（いずれも最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、パンフレット（「犯罪被害者の方々へ」）のほか、法務省ホームページ、検察庁ホームページ及び裁判所ホームページ上で確認することができる（法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/>、検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>、裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp/>）。

(2) 被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実

法務省において、仮釈放審査における準備調査や恩赦上申に際して被害者感情の調査を行い、適切な仮釈放決定や恩赦上申に努めている。

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれている、仮釈放審理における被害者等の意見陳述に係る制度の検討と併せ、引き続き仮釈放審査における準備調査や恩赦上申に際し、被害者感情の調査を適切に行っていく。